

# 会 則

碧南市危険物安全協会



# 碧南市危険物安全協会会則

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、碧南市危険物安全協会と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、衣浦東部広域連合碧南消防署内に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、会員の相互融和連絡を図り、危険物の安全なる取扱い及び管理等についての研究を行い、これに起因する災害防止に努め、もって各事業の健全なる振興発展と社会公共の福祉増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために下記の事業を行うものとする。

- (1) 会員相互の融和連絡を図ること。
- (2) 消防関係法令の普及徹底に関すること。
- (3) 災害予防のための講演会、映画会、講習会等の開催に関すること。
- (4) 危険物取扱者をはじめ、消防関係者の育成指導に関すること。
- (5) 危険物施設並びに消防用設備等の保全に関すること。
- (6) 危険物関係災害の予防及び鎮圧のための調査、研究、啓蒙に関すること。
- (7) 消防関係団体との連絡提携に関すること。
- (8) その他目的達成に必要なこと。

## 第3章 組織

(会員)

第5条 本会の会員は、碧南市内において危険物を貯蔵取扱する者及び本会の主旨に賛同する者をもって自主的に組織する。

(役員)

第6条 本会に下記の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名

(3) 理事 若干名

(4) 監事 2名

2 会長、副会長、理事及び監事は、会員のうちから、総会において選任する。

3 会長は、本会を代表し会務を総理する。副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは、その職務を代理する。理事は、会務に従事し、監事は、会計を監査する。

(幹事)

第7条 本会は、庶務会計を司るため、幹事若干名を置く。幹事は、理事のうちより会長がこれを委嘱する。

(顧問、参与及び名誉会長)

第8条 本会に顧問及び参与を置き、理事会の承認を得て会長がこれを委嘱する。顧問及び参与は、本会の運営について会長の諮問に応じ会議に出席し意見を述べることができる。

2 本会に名誉会長を置くことができる。名誉会長は、永年会務に従事しその功績が大であった者に対し、その榮譽をたたえるため理事会の承認を得て会長がこれを委嘱する。

(役員任期)

第9条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。補充により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。役員は、任期満了後といえども後任者の就任までは、その職務を行うものとする。

#### 第4章 会議

(会議)

第10条 本会の会議を分けて総会及び理事会とする。

(総会)

第11条 総会は、毎年1回以上これを開き、次の事項を議決する。

- (1) 毎年度事業計画
- (2) 歳入歳出予算及び決算並びに会費の負担方法
- (3) 会則の変更
- (4) その他会長が必要と認めた事項

(理事会)

第12条 理事会は、必要に応じ随時これを招集し、次の事項を審議する。

- (1) 総会に提出すべき議案

(2) 総会の議決を要するもので臨時急施を要し、会長がこれを招集するいとまがないと認められた事項

(3) 総会の議決を要するもので、その委任を受けた事項

(4) その他本会並びに事業の運営上、必要と認められた事項  
(会議の招集及び議決)

第13条 会議は、会長がこれを招集し議長となる。

第14条 各会議は、出席者の過半数をもって議決し、可否同数のときは議長がこれを決するものとする。

#### 第5章 会費及び会計

(会計)

第15条 この会の経費は、会費及び寄付金その他の収入をもって充てる。

(会費)

第16条 会費は、平等割及び危険物の指定数量割とし、別表で定める額により、毎年度始めに納入するものとする。

(会計年度)

第17条 本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日をもって終わるものとする。経費の余剰金を生じる場合は、翌年度に繰越しするものとする。

#### 第6章 補則

(簿冊)

第18条 本会に次の簿冊を備えて会務を記録するものとする。

(1) 役員名簿

(2) 会員名簿

(3) 金銭出納簿

(4) 金銭書類簿

(5) 会議書類つづり

(施行細則)

第19条 本会則施行上必要な細則事項については、理事会の決議により別にこれを定める。

#### 附 則

本会則は、昭和35年1月28日から施行する。

附 則

この会則は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成19年4月1日から施行する。

## 別表

### 会費負担割基準額

#### 1 負担割

(1) 平等割 一律 年額 2,000円

(2) 指定数量割

イ 指定数量未満	年額	900円
ロ 1倍以上10倍未満	年額	2,000円
ハ 10倍以上20倍未満	年額	2,900円
ニ 20倍以上50倍未満	年額	3,700円
ホ 50倍以上100倍未満	年額	5,300円
ヘ 100倍以上200倍未満	年額	7,000円
ト 200倍以上350倍未満	年額	9,000円
チ 350倍以上500倍未満	年額	11,000円
リ 500倍以上750倍未満	年額	13,200円
ヌ 750倍以上1,000倍未満	年額	15,400円

ル 1,000倍以上及び特定事業所においては、理事会にて別にこれを定める。

2 新会員の入会金は1,000円とし、会費は月割計算をもって徴収するものとする。